

各 位

令和6年4月11日

## ポジティブ・インパクト・ファイナンスの取扱開始について

東和銀行（頭取 江原 洋）は、お客さまのビジネスとSDGs達成の両立に向けた伴走支援を、さらに加速させることを目的に「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取扱いを開始しましたことをご知らせいたします。

当行は、今後もお客さまのSDGsへの取組み等をサポートし、お客さまや地域の課題解決に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

### 記

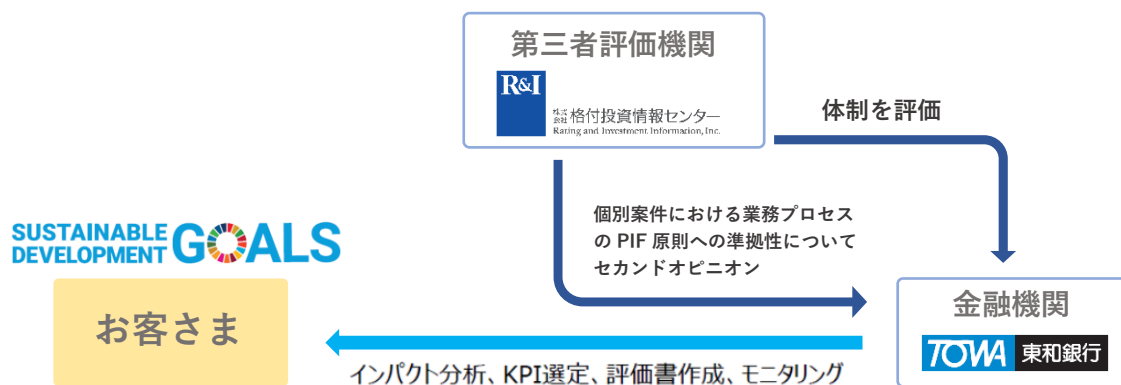
#### 1. ポジティブ・インパクト・ファイナンスについて

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した、ポジティブ・インパクト金融原則に基づき、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を分析し、特定されたポジティブな影響とネガティブな影響の創出と低減に向けた目標（KPI）の設定とモニタリングの実施により、継続的にお客さまの目標達成に向けた取組みを支援していく商品です。

##### （1）商品概要

項目	内容
ご利用いただける方	法人のお客さま
融資形式	相対融資または当行が組成するシンジケートローン
資金用途	事業資金
融資金額	50 百万円以上
融資期間	別途、ご相談ください
利率	
手数料	
返済方法	元金均等分割返済または期日一括返済
その他	本商品のスキームは株式会社格付け投資情報センター（R&I）からポジティブ・インパクト金融原則に適合している旨のセカンドオピニオンを取得しております。

## (2) 本商品のスキーム



## 2. 取扱開始日

令和6年4月11日(木)

以上

株式会社東和銀行

2024年4月11日

ポジティブインパクトファイナンス実施体制

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：左近充 直人

格付投資情報センター(R&I)は東和銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が制定したポジティブインパクト金融原則(PIF 原則)に適合していることを確認した。R&Iは東和銀行が提供した情報とR&Iが実施した手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスはPIF原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

## 1. 評価対象

### (1) 経営戦略におけるサステナビリティ

東和銀行は群馬県前橋市に本店を置き、群馬県・埼玉県を中心に店舗網を構築する地域銀行である。経営強化計画「プランフェニックスVI(計画期間:令和3年4月～令和6年3月)」に基づき、取引先が資金繰りを気にせず事業に専念できる環境作りを行う「真の資金繰り支援」及び、取引先の「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWA お客様応援活動」を実践することで、取引先の企業価値の向上や地域経済の活性化、東和銀行の収益力向上を図る「共通価値の創造」に取り組んでいる。

東和銀行は、地域経済・社会の持続的な発展を図るという観点からこの「共通価値の創造」がSDGsそのものであるという考えの下、2019年に「東和SDGs宣言」を制定して積極的に取り組むセグメントを定め、SDGs達成に向けた諸施策を実施している。また、同年に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への署名、2021年にはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、持続可能な社会の形成と気候変動・環境問題への対応を強化していく姿勢を打ち出している。

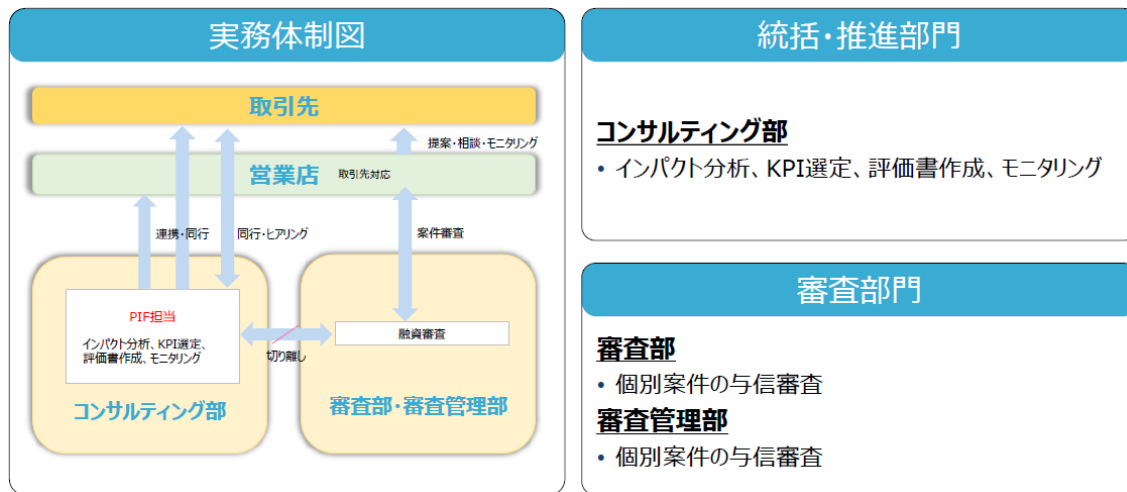
地域企業のサステナビリティ活動を支援する体制も強化しており、「TOWA お客様応援活動」を通じ本業を通じた取引先のSDGs関連事業の支援を行うほか、財務面で取引先のSDGsの取り組みを支援するSDGsローンやSDGs私募債等で実績を積み上げている。今回のPIFの実施体制構築は、これまでの取り組みを深化させ、地域におけるサステナビリティ向上の機運をさらに醸成していくことを目的としている。これらの取り組みを通じて、サステナブルファイナンスの裾野を広げ、より多くの取引先に対してビジネスとSDGs達成の両立を伴走支援することで持続可能な地域社会の実現に貢献していく。

### (2) インパクトファイナンスの業務管理体制

東和銀行では、頭取を委員長とするサステナビリティ委員会がサステナビリティに関する方針の策定や取り組み状況の進捗管理を実施する。委員会は原則として半期に一度開催し、その他付議事項がある際には随時開催する体制となっている。また同委員会の事務局は総合企画部が担い、具体的取り組みを組織横断的に推進する。ポジティブインパクトファイナンスの実績は、コンサルティング部によりサステナビリティ委員会へ報告される。

PIFの実施においては、インパクトの特定やKPIの設定、評価書の作成はコンサルティング部が実施する。インパクト評価は通常の与信審査と切り離れた判断が必要となるため、審査部・審査管理部は関与しない。PIF実行後の年次モニタリングは営業店が主体となり、取引先からのKPI達成状況に関する資料徴求及びヒアリングを行い、進捗や次年度以降の方針について借入人と協議をする。コンサルティング部はモニタリングに関して実施状況の管理に加え、営業店への支援を行う。なお、融資商品としてのPIFの品質管理はコンサルティング部が担い、実施体制についての外部評価を年に1回取得する。

■ PIF 実施体制図



[出所: 東和銀行]

(3) 業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして取引先の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、取引先の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。取引先の全体像に基づき、事業活動に即した SDGs 諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、取引先の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会・環境・経済）を網羅するインパクトエリア・トピック（次頁図参照）と国際標準分類 (ISIC) 等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるエリア・トピック（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク (SDSN) が「持続可能なレポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等も参考にしてニーズの大きさを確認する。最終的に東和銀行のサステナビリティに関する方針や重要課題と照らし、インパクトを特定する。

■ インパクトレーダー

■ SDG ダッシュボード



[出所: UNEP FI]



[出所: SDSN]

## ② インパクトの評価

特定したインパクト領域において取引先の取り組みを促進し進捗状況をモニタリングするためのKPI(重要業績評価指標)と目標値を設定する。目標水準は、取引先のこれまでのSDGsに関する取り組み状況のほか、社会的に求められるレベルや追加性等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を取引先と共有し、インパクト領域やKPI、目標値の設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」と「ネガティブインパクトの低減」に資するKPIについて協議し、可能な限り定量的なKPIの設定を検討する。

## ③ モニタリング

KPIの実績を確認するため少なくとも年に1回取引先との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じてKPIの見直しを検討する。取引先の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

## 2. 適合性の評価

東和銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを文書化(非公開)している。R&Iは東和銀行が提供した実施要領の文書とそれに関連する情報、同行のウェブサイト等を閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して融資案件への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&Iはこれらの情報と手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスがPIF原則の4つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF原則に関してはUNEP FIが公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

### 原則1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の3つの側面(経済、環境、社会)のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの1つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標(SDGs)における資金面での課題に対する直接的な対応策の1つとなる。

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策(holistic approach)が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。東和銀行はインパクトレーダーを活用し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいてSDGs達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIFの定義に合った業務内容となっている。
- PIFの実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資するKPIと目標の設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

### 原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者(銀行、投資家など)が投融資対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通りUNEP FIが提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズはSDGsダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 東和銀行のサステナビリティに関する方針や重要課題と合致するインパクトを特定した上でKPIと目標を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある(原則4参照)。
- インパクト分析と統合的なESGリスク管理は確立していないが、TCFD提言に基づく機会とリスクの開示を進め、気候変動への対応方針を明確化している。気候変動に起因するリスクは事業運営や財務計画に影響を及ぼす可能性があることを認識し、統合的リスク管理の枠組みにおいて管理する体制の構築を進めている。また、気候変動対策および持続可能な成長の観点から、環境に影響を及ぼすセクターについてクレジットポリシーを定めている。

- インパクト評価を手掛けるコンサルティング部は SDGs 関連のコンサルティング業務に加え、シンジケートローンやプロジェクトファイナンス等の組成の経験者を配置している。企業分析や事業性評価、アレンジャーとしての案件調整の経験と生かすことができる等、業務経験や専門性を生かして取引先の包括的なインパクト分析を行う体制を構築している。
- コンサルティング部はインパクト分析の詳細な業務プロセスを示した手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業部と連携した案件推進により、行内での知見・ノウハウの共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、営業店、コンサルティング部、審査部・審査管理部、総合企画部との連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の貸付審査と切り離す運用としている。
- PIF の実施体制について年に 1 回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

### 原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者(銀行、投資家など)は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて(原則 1 に関連)
  - 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて(原則 2 に関連)
  - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて(原則 4 に関連)。
- 東和銀行はインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、評価書の内容(インパクトの特定、KPI と目標等)を東和銀行のホームページにて公表する。評価の実施状況については必要に応じて独立した評価機関によるレビューを受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。
  - PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
  - インパクトの達成状況を把握できるよう KPI については定量目標の設定に努める。KPI と目標の達成状況について、東和銀行のホームページにて公表する。東和銀行は取引先に対し可能な限り KPI の開示を求めていく。

### 原則4 評価

資金提供者(銀行、投資家など)が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 東和銀行はインパクト領域毎に設定した KPI の達成状況を共有すべく取引先との面談を少なくとも年に 1 回実施する。面談内容や実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要な提案等を通じて取引先のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や東和銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。東和銀行はインパクトを決定する際に、取引先の将来ビジョン等を勘案した意欲的な KPI の設定も検討することとし、可能な限り追加性を意識できる業務プロセス定めている。

以上

## 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

## 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。